

東京都中小企業災害復旧資金融資の案内（災）

（平成25年台風26号に伴う被害）

平成25年10月18日制定

東京都産業労働局金融部金融課

1 目的

平成25年台風26号に伴う被害を受け平成25年10月16日に災害救助法が適用された大島町の中小企業者等に対して、その復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の（1）から（3）を全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）都内に事業所（住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営み、事業税その他租税の未申告、滞納がないこと。（完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。）
- （3）平成25年台風26号による損失について大島町長が発行する「り災証明書」の交付を受けたこと。

3 融資条件

(1) 資金用途	運転資金・設備資金
(2) 融資限度額	1企業（組合）一災害につき8,000万円
(3) 融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
(4) 融資利率	責任共有利率 固定金利1.7% 全部保証利率 固定金利1.5%
(5) 返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
(6) 融資形式	証書貸付とする。 なお、1年以内の場合は手形貸付とすることができる。
(7) 信用保証	保証協会の信用保証を要する。（一部の融資を除き、金融機関が信用リスクの一部（20%程度）を負担することになる。）
(8) 信用保証料	保証協会の定めるところによる。ただし、東京都が保証料全額を補助する。
(9) 保証人	法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則として不要とする。 個人事業者の場合、原則として不要とする。 組合の場合、原則として代表理事とする。
(10) 物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とする。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付期間

平成25年10月18日から平成26年3月31日まで

(2) 融資あっ旋申込受付機関

- ア 大島町商工会
- イ 東京都大島支庁産業課
- ウ 東京信用保証協会
- エ 東京都産業労働局金融部金融課

(3) 取扱金融機関

平成 25 年度東京都中小企業制度融資要項で定める東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(4) 融資申込みに必要な書類

- | | |
|--|-------|
| ア 信用保証委託申込書（融資あっ旋用）及び信用保証委託契約書（融資あっ旋用） | 各 1 部 |
| イ 個人情報の取扱いに関する同意書 | 2 部 |
| ウ 確定申告書（決算書）の写し（原則直近 2 期分） | 2 部 |
| エ 法人税又は事業税（個人は所得税）の納税証明書 | 1 部 |
| オ 法人の場合は商業登記簿謄本 | 1 部 |
| カ 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 | 各 1 部 |
| キ 大島町長が発行する「り災証明書」 | 1 部 |

5 返済猶予措置

り災した中小企業者等からの申出により、既往債務（東京都制度融資の融資残額）について返済猶予を個々の状況に応じて取り扱います。（借受先金融機関で個別相談に応じます。）

6 その他

掲載した内容は融資の概要です。融資条件等の詳細につきましては、下記（問い合わせ先）にお問い合わせの上、ご利用ください。

(問い合わせ先)

東京都大島支庁産業課	0 4 9 9 2 (2) 4 4 3 1
東京都産業労働局金融部金融課	0 3 (5 3 2 0) 4 8 7 7